

# ひとり親家庭等医療費等助成事業における独立行政法人 日本スポーツ振興センターの災害共済給付の取扱いにつ いて

千葉県健康福祉部児童家庭課

千葉県では、令和2年11月からひとり親家庭等医療費等助成事業の現物給付化を実施するため準備を行っております。（※）

本事業の助成対象となる児童が、学校管理下での負傷又は疾病により受診した場合には、下記にご留意いただきますようお願いいたします。

## 記

- 1 学校管理下での負傷又は疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる医療費については、ひとり親家庭等医療費等助成事業の助成対象となりません。
- 2 ひとり親家庭等の保護者に対しては、学校管理下での負傷又は疾病により受診する際は、ひとり親家庭等医療費等助成受給券を使用しないよう周知しております。
- 3 保護者から学校管理下での負傷又は疾病であるとの申し出があった場合は、ひとり親家庭等の医療費助成を使わずに、保険診療の一部負担金である3割相当額（就学前児は2割）を保護者に請求してください。

※ ひとり親家庭等医療費等助成事業の現物給付化は、令和2年11月時点で実施しない市町村もございます。市町村ごとの現物給付化の実施時期につきましては、千葉県ホームページで御確認いただくか、お住まいの市町村に御確認ください。

なお、御不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先  
千葉県健康福祉部児童家庭課ひとり親家庭班  
電話：043-223-2320  
又は 各市町村ひとり親家庭等支援担当課